「大阪府営土地改良事業分担金等条例の一部改正」の概要

１．条例の概要について

　「大阪府営土地改良事業分担金等条例」では、府営土地改良事業によって利益を受ける耕作者又は土地所有者は、事業に係る費用の一部（分担金）を納付すべきことが定められています。〔条例第２条〕また、耕作者又は土地所有者が、農地を府営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供した場合等に、当該事業において要した費用の一部を特別徴収金として納付すべき規定が定められています。〔条例第５条〕

２．改正の内容について

　平成２９年９月２５日に土地改良法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第３９号）が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正することとなりました。

　農地中間管理機構（※１）が借り受けている農地整備事業（機構関連事業）（※２）の対象農地においても特別徴収金の規定（土地改良法第９１条の２第６項）が創設されたことに伴い、本条例及び施行規則において以下の内容を追記し、併せて所要の改正を行います。

○農地中間管理権（※３）を設定した者（土地所有者）が、目的外用途に利用した場合又は農地中間管理権の解除をした場合に特別徴収金の対象となること

○農地中間管理機構からの農地の借主が、目的外用途に利用した場合に特別徴収金の対象となること

（※１）農地中間管理機構（機構）

農地等を借り受け、担い手へ貸し付ける事業を行う農地の中間受け皿となる公的機関

（※２）農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連事業）

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、大阪府が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施する事業

（※３）農地中間管理権

農地を担い手に貸し付けることを目的として、機構が取得する農地の賃借権または使用貸借による権利

３．施行日について

　平成３０年４月１日施行